

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	特別支援教育就学奨励事業、高等学校等就学支援金制度、東京都立高等学校等学び直し支援金事業及び東京都立学校等給付型奨学金事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都教育委員会は、特別支援教育就学奨励事業、高等学校等就学支援金事業、東京都立高等学校等学び直し支援金事業及び東京都立学校等給付型奨学金事業に関する事務において、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

しきい値判断では基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられているが、より適切な特定個人情報の保護を確保するため、全項目評価を実施する。

評価実施機関名

東京都教育委員会

公表日

令和4年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励事業、高等学校等就学支援金事業、東京都立高等学校等学び直し支援金事業及び東京都立学校等給付型奨学金事業に係る事務
②事務の概要	<p>(特別支援教育就学奨励事業) 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、都立特別支援学校に通う幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、就学のために必要な経費(以下「就学奨励費」という。)を支給する。</p> <p>(高等学校等就学支援金事業) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、都立特別支援学校高等部(本科)に通う生徒で、親権者を含む保護者等の所得が一定基準未満の者に対して、授業料相当分(以下「就学支援金」という。)を支給する。</p> <p>(東京都立高等学校等学び直し支援金事業) 東京都立高等学校等学び直し支援金の交付に関する要綱に基づき、都立特別支援学校高等部(本科)に通う生徒で、親権者を含む保護者等の所得が一定基準未満であり、かつ標準修業年限を超過した者に対して、授業料相当分(以下「学び直し支援金」という。)を支給する。</p> <p>(東京都立学校等給付型奨学金事業) 東京都立特別支援学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱に基づき、都立特別支援学校高等部に通う生徒で、親権者を含む保護者等の所得が一定基準未満の者に対して、生徒の主体的な教育活動への参加を確保するため、その負担能力の程度に応じて、必要な経費(以下「給付型奨学金」という。)を支給する。</p> <p>なお、上記事業について申請者から申請があった場合、各都立特別支援学校において、マイナンバーを使用して地方税関係情報等を照会の上審査を行い、東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課が決定する。</p>
③システムの名称	都立特別支援学校学事事務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援学校学事事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 26の項及び91の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条及び第66条 番号法第9条第2項 番号法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条 別表第一及び第二</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 37の項及び113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条各号及び第58条各号 番号法第19条第9号 番号法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条 別表第一</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二 26の項及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条各号及び第44条各号</p> <p>なお、就学支援金については文部科学省の見解を踏まえ、情報提供は行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課
②所属長の役職名	特別支援教育課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	東京都教育庁都立学校教育課特別支援教育課経理担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎15階 電話:03-5320-6754 ファクシミリ:03-5388-1728
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	東京都教育庁都立学校教育課特別支援教育課経理担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎15階 電話:03-5320-6754 ファクシミリ:03-5388-1728
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年5月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書及び全項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (1/2)	(特別支援教育就学奨励事業) 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、都立特別支援学校に通う幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、就学のために必要な経費(以下「就学奨励費」という。)を支給する。 (高等学校等就学支援金事業) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、都立特別支援学校高等部(本科)に通う生徒で、世帯の区市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額が一定額未満の者に対して、授業料相当分(以下「就学支援金」という。)を支給する。	(特別支援教育就学奨励事業) 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、都立特別支援学校に通う幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、就学のために必要な経費(以下「就学奨励費」という。)を支給する。 (高等学校等就学支援金事業) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、都立特別支援学校高等部(本科)に通う生徒で、親権者を含む保護者等の所得が一定基準未満の者に対して、授業料相当分(以下「就学支援金」という。)を支給する。	事前	所得判定基準変更のため
令和2年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (2/2)	(東京都立高等学校等学び直し支援金事業) 東京都立高等学校等学び直し支援金の交付に関する要綱に基づき、都立特別支援学校高等部(本科)に通う生徒で、世帯の区市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額が一定額未満であり、かつ標準修業年限を超過した者に対して、授業料相当分(以下「学び直し支援金」という。)を支給する。 (東京都立学校等給付型奨学金事業) 東京都立特別支援学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱に基づき、都立特別支援学校高等部(本科)に通う生徒で、世帯の区市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額が一定額未満の者に対して、生徒の主体的な教育活動への参加を確保するため、その負担能力の程度に応じて、必要な経費(以下「給付型奨学金」という。)を支給する。 なお、上記事業について申請者から申請があった場合、各都立特別支援学校において、マイナンバーを使用して地方税関係情報等を照会の上審査を行い、東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課が決定する。	(東京都立高等学校等学び直し支援金事業) 東京都立高等学校等学び直し支援金の交付に関する要綱に基づき、都立特別支援学校高等部(本科)に通う生徒で、親権者を含む保護者等の所得が一定基準未満であり、かつ標準修業年限を超過した者に対して、授業料相当分(以下「学び直し支援金」という。)を支給する。 (東京都立学校等給付型奨学金事業) 東京都立特別支援学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱に基づき、都立特別支援学校高等部(本科)に通う生徒で、親権者を含む保護者等の所得が一定基準未満の者に対して、生徒の主体的な教育活動への参加を確保するため、その負担能力の程度に応じて、必要な経費(以下「給付型奨学金」という。)を支給する。 なお、上記事業について申請者から申請があった場合、各都立特別支援学校において、マイナンバーを使用して地方税関係情報等を照会の上審査を行い、東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課が決定する。	事前	所得判定基準変更のため
令和2年3月23日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 及び 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課経理担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎39階北側 (平成31年8月26日以降は都庁第二本庁舎15階) 電話:03-5320-6754 ファクシミリ:03-5388-1728	東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課経理担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎15階 電話:03-5320-6754 ファクシミリ:03-5388-1728	事後	執務場所移転に伴う変更
令和3年6月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月1日	令和3年5月1日	事後	時点修正
令和3年6月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月1日	令和3年5月1日	事後	時点修正
令和3年6月18日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	誤記訂正
令和3年9月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二 37の項及び113の項 番号法別表第二の主務令で定める事務及び情報を定める命令 第23条各号及び第58条各号 番号法第19条第8号 番号法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条別表第一 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二 26の項及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条各号及び第44条各号 なお、就学支援金については文部科学省の見解を踏まえ、情報提供は行わない。	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 37の項及び113の項 番号法別表第二の主務令で定める事務及び情報を定める命令 第23条各号及び第58条各号 番号法第19条第9号 番号法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条別表第一 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二 26の項及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条各号及び第44条各号 なお、就学支援金については文部科学省の見解を踏まえ、情報提供は行わない。	事後	法令一部改正